

遺伝子組み換え作物交雑等防止基準

● 隔離距離による交雑防止措置

(注1) 第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針

(注2) 交雑混入防止措置等に関する指針案 (H18年9月現在)

対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離			
	国(注1)	北海道	新潟県	京都府(注2)
イネ	30m	300m以上	57m以上	60m
		52m以上 付帯要件： ①当該ほ場から300mの範囲において、出穂期（全穂数の40～50%が出穂した日）の差を2週間以上確保する（栽培されるイネのうち最も早く出穂するものより2週間以上早く出穂させ、又は最も遅く出穂するものより2週間以上遅く出穂させる）よう植え付けること  ②出穂期の差が2種間以上とならない場合は、花粉生成又は花粉飛散を防止する措置を執ること		隔離距離を確保した上で①又は②の措置を講ずる ①周辺の同種作物と出穂期（全穂数の40～50%が出穂した日）の差を2週間以上確保するよう作付けること  ②花粉の生成又は飛散を防止する措置を執ること
ダイズ	10m	20m以上	20m以上	20m
				10m 併せて行う対策： ①周辺の同種作物等と開花期が2週間以上異なるよう作付け（隔離距離20mの範囲内）  ②ほ場の周囲と上方に防虫網（0.4mm目合い）による被覆、又は温室での防虫網による被覆を組み合わせた栽培その他訪花昆虫等の侵入防止

対象作物	同種栽培作物等との隔離すべき距離			
	国	北海道	新潟県	京都府
トウモロコシ	600mまたは防風林がある場合は300m	1200m以上	1200m以上	1200m ----- 600m 併せて行う対策： ほ場の周囲と上部に不織布等及び防風網による被覆、又は温室での不織布等による被覆を組み合わせた栽培その他花粉飛散防止
西洋ナタネ	600mまたは花粉及び訪花昆虫のトラップとして、栽培実験対象作物の周囲に、1.5m中の非組換え西洋ナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は400m	1200m以上 付帯要件： 防虫網の設置その他の訪花昆虫による花粉の飛散を防止する措置を執ること		1200m 距離に上乗せして行う対策： ほ場の周囲と上方に防虫網（0.4mm目合い）による被覆、又は温室での防虫網による被覆を組み合わせた栽培その他訪花昆虫等の侵入防止
テンサイ		2000m以上		
その他の作物			1200m以上 （隔離距離を定めるまでの暫定措置）	

## 遺伝子組み換え作物交雑等防止基準

### ● 隔離距離によらない交雑防止措置

国	北海道	新潟県	京都府
<p>①開花前の摘花、除雄又は袋かけ</p> <p>②開花中の風、訪花昆虫による花粉の移動を防止できるネットによる被覆又は温室での栽培</p> <p>③学識経験者の意見を聞いて農林水産技術会議事務局長が定める措置</p>	<p>(1)栽培ほ場と同種作物等との間の距離を最大限確保すること。</p> <p>(2)次の措置のうち1又は2以上の措置をとること</p> <p>①開花前の摘花、植物体の除去その他の花粉の生成を防止する措置</p> <p>②開花前の除雄、開花期の袋かけ、防風網又は防虫網による被覆、温室での栽培その他の花粉の飛散を防止する措置</p> <p>③開花期を重複させない栽培その他の時期的な隔離による措置</p>	<p>①開花前の摘花、植物体の除去その他花粉の生成を防止する措置</p> <p>②開花前の除雄、開花期の袋かけ、防風網若しくは防虫網による被覆又は温室での栽培その他花粉の飛散を防止する措置</p> <p>③開花期を重複させない栽培による措置</p>	<p><b>イネの例示</b></p> <p>①開花前の組換え作物の摘花、組換え作物体の除去その他の花粉の生成防止</p> <p>②開花期の組換え作物の袋かけによる花粉飛散防止</p>
			<p><b>ダイズの例示</b></p> <p>①国指針による隔離距離内にツルマメが自生する場合、安全率（2倍）の代替対策に加え、ほ場境界線から内側に10m離れた栽培</p> <p>②開花前の組換え作物体の除去その他の花粉の生成防止</p>
			<p><b>トウモロコシの例示</b></p> <p>①開花前の組換え作物の摘花、組換え作物体の除去その他の花粉の生成防止</p> <p>②開花期の組換え作物の袋かけによる花粉飛散防止</p>
			<p><b>西洋ナタネの例示</b></p> <p>①開花前の組換え作物の摘花、組換え作物体の除去その他の花粉の生成防止</p> <p>②開花期の組換え作物の袋かけによる花粉飛散防止</p>

## 遺伝子組み換え作物交雑等防止基準

### ●混入防止措置

区分	国	北海道	新潟県	京都府
種子・種苗の管理	<p>(1)栽培実験の種子、種苗の分別管理等</p> <p>ア 栽培実験に用いる第1種使用規程承認作物の種子・種苗は、その他の作物と区分して保管・管理すること。</p> <p>イ 育苗や播種、定植の準備を行う際に他の作物の種子・種苗に混入しないよう措置すること。</p> <p>ウ 種子・種苗の管理場所から栽培実験区画に運搬する際には、他の区画への種子・種苗のこぼれ落ちを防止すること。</p> <p>エ 第1種使用規程承認作物の種子・種苗が、野鳥等の食害により拡散しないよう留意すること。</p>	<p>(1)遺伝子組換え作物の種子又は種苗（以下「種子等」という。）は他の作物の種子等と、遺伝子組換え作物の収穫物は他の作物の収穫物と分別して管理すること。</p> <p>(2) 遺伝子組換え作物の種子等の播種、育苗及び定植の準備を行う際には、他の作物の種子等に混入しないようにすること。</p> <p>(3) 遺伝子組換え作物の種子等を管理している場所から栽培ほ場に運搬する際には、他の作物を栽培する場所へ種子等がこぼれ落ちないようにすること。</p> <p>(4) 遺伝子組換え作物の種子等又は収穫物が鳥獣の食害により拡散しないようにすること。</p>	<p>(1)種子及び種苗の管理等</p> <p>ア 遺伝子組換え作物の種子又は種苗（以下「種子等」という。）は、他の作物と区分して保管及び管理すること。</p> <p>イ 遺伝子組換え作物の育苗及び定植又は播種の準備を行う際は、遺伝子組換え作物の種子等が他の種子等に混入しないよう措置すること。</p> <p>ウ 遺伝子組換え作物の種子等を保管場所から組換えほ場に運搬する際は、一般作物のほ場等への種子等のこぼれ落ちを防止すること。</p> <p>エ 遺伝子組換え作物の種子等が、鳥獣等の侵入や食害等で拡散しないようにすること。</p>	<p>(1)当該遺伝子組換え作物に対する対策</p> <p>ア 遺伝子組換え作物の種子種苗の分別管理</p> <p>① 種子種苗、収穫物はその他の作物と分別して管理する。</p> <p>② 播種や育苗、定植の準備を行う際に他の作物の種子種苗への混入防止を行う。</p> <p>③ 種子種苗の管理場所から栽培ほ場に運搬する際その他場所へのこぼれ落ち防止を行う。</p> <p>④ 種子種苗又は収穫物の鳥獣等の侵入や食害による拡散防止を行う。</p>
機械等の処理	<p>(2)栽培実験に用いた機械施設等の洗浄等</p> <p>ア 栽培実験に使用する機械施設等は専用のものを用いるか、栽培実験に係る各作業の終了後に洗浄・清掃を行うこと。</p> <p>イ 栽培実験区画から機械を搬出する際には、栽培実験区画内で機械に付着している土や種子・種苗を払い落とすこと。</p>	<p>(5) 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業に使用する機械、器具及び設備（以下「機械器具類」という。）は、次のいずれかの措置を執ること。</p> <p>ア 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業には、専用の機械器具類を使用すること。</p> <p>イ 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業の都度、分解して洗浄及び清掃を行うこと。</p> <p>(6) 遺伝子組換え作物の栽培等に係る作業に使用した機械器具類又は栽培作業に従事した者の衣類若しくは靴に付着した土又は遺伝子組換え作物が当該栽培ほ場の外部に流出しないようにすること。</p>	<p>(2)栽培に使用する機械器具類及び施設の取扱い</p> <p>ア 遺伝子組換え作物の栽培に使用する機械器具類及び施設は、専用のものを用いるか、栽培に係る各作業の終了後に洗浄及び清掃を行い、遺伝子組換え作物が混入しないよう適切に措置すること。</p> <p>イ 組換えほ場から機械器具類を搬出する際は、当該組換えほ場内で機械器具類に付着している土、種子等及び遺伝子組換え作物を払い落とし、当該組換えほ場の外部に流出しないよう適切に措置すること。</p>	<p>イ 栽培に関する機械、器具及び設備の取扱い</p> <p>① 専用のものを用いるか、作業の都度、分解して洗浄・清掃を行う。</p> <p>② 機械器具類、衣類、靴に付着した土又は遺伝子組換え作物がほ場の外部に流出しないようにする。</p>

区分	国	北海道	新潟県	京都府
機械等の処理			ウ 組み換えほ場内で機械器具類及び施設を使用した者又は栽培に係る各作業に従事した者が当該組換えほ場から外部に出る際は、これらの者の衣類又は靴に付着している土、種子等及び遺伝子組換え作物を払い落とし、当該組換えほ場の外部に流出しないよう適切に措置すること。	
収穫物の管理等	(3) 第1種使用規程承認作物の収穫物の管理等 第1種使用規程承認作物の収穫物については、その他の作物の収穫物と厳重に区分して保管・管理すること。	(7) 遺伝子組換え作物を収穫する際及び遺伝子組換え作物の収穫物を当該栽培ほ場から管理する場所に運搬する際には、当該栽培ほ場及び他の作物を栽培する場所に収穫物がこぼれ落ちないようにすること。	(3) 遺伝子組換え作物の収穫物の管理等 ア 遺伝子組換え作物の収穫物は、他の収穫物と区分して保管及び管理すること。 イ 遺伝子組換え作物の収穫物を運搬し、加工し、及び使用する場合は、こぼれ落ちを防止する等他の一般作物に混入しないよう適切に措置すること。	ウ 栽培終了後の遺伝子組換え作物の対策 ① 遺伝子組換え作物を収穫する際及びその収穫物を運搬、加工、使用する際には、こぼれ落ち防止を行う。
栽培終了後の対応	(4) 栽培実験終了後の第1種使用規程承認作物等の処理等 ア 当該年度の栽培実験終了後、研究目的で必要とするもの以外の第1種使用規程承認作物等は全て栽培を行っていた区画への鋤込み、堆肥化、焼却その他植物体を再生しないような処理を行うこと。 イ 第1種使用規程承認作物等の処理を行う場合に研究所等の外又は栽培を行っていた区画外に搬出する必要がある場合には、運搬中の第1種使用規程承認作物等がこぼれ落ちることを防止するよう措置すること。	(8) 栽培が終了した後の遺伝子組換え作物は、次に掲げる措置を執ること。 ア 遺伝子組換え作物の収穫物以外の部分は、すべて当該栽培ほ場への鋤込み、焼却その他の措置により植物体が再生しないようにすること。 イ アの措置を行う場合において当該栽培ほ場の外に搬出する際には、他の区画へ当該遺伝子組換え作物がこぼれ落ちないようにすること。 (9) (7)及び(8)の措置を執ったにもかかわらず、遺伝子組換え作物が自然に発芽する等植物体が再生したときは、開花前までに当該植物体を抜き去る等適切に処理すること。	ウ 茎、葉等遺伝子組換え作物の収穫物以外のものは、すべて当該組換えほ場へのすき込み、堆肥化、焼却その他植物体を再生しないような処理を行うこと。ただし、研究目的で必要とする場合は、この限りでない。 (4) 同種の一般作物の収穫物の管理等 確認措置が終了するまでの間、遺伝子組換え作物から隔離距離に5m加えた距離離れた地点の範囲内において栽培される同種の一般作物の収穫物は、他の収穫物から隔離して保管すること。ただし、当該範囲内に同種の一般作物のほ場等の一部のみが含まれる場合等、当該範囲内において栽培される同種の一般作物の収穫物を他の収穫物から隔離して保管することが困難な場合によっては、他の適切な方法により保管すること。	② 遺伝子組換え作物の収穫物以外の部分は、すべて鋤込み、堆肥化、焼却その他の処理により植物体の再生を防止。その場合において、ほ場外に搬出する際のこぼれ落ち防止を行う。 エ アからウまでの対策を行ったにもかかわらず、遺伝子組換え作物が自然に発芽するなど再生したときは、開花前までに抜き去るなどの処理を行う。 オ 5の(1)の指標作物も種子種苗の準備・運搬以外については、アからウまでの対策と同等の対策を行う。

区分	国	北海道	新潟県	京都府
後作等	<p>(5) 第1種使用規程承認作物等を栽培した区画での後作の収穫物の取り扱い</p> <p>第1種使用規程承認作物等を栽培した区画に次期作あるいは次年度作として栽培した作物の収穫物は、前作の第1種使用規程承認作物等を開花前に抜き取る場合その他当該区画の収穫物に第1種使用規程承認作物等が混入しない明確な理由がある場合を除き、第1種使用規程承認作物等の収穫物と同様に処理すること。</p>	<p>(10) 当該開放系栽培の終了後1年以内に当該栽培ほ場において同種の一般作物を栽培しようとする場合は、交雑又は混入を生じさせないよう次のいずれかの措置を執ること。</p> <p>ア 当該開放系栽培において遺伝子組換え作物を開花前に除去すること。</p> <p>イ 遺伝子組換え作物の収穫が終了した後、遅滞なく、当該栽培ほ場の表面を焼却すること。</p> <p>ウ 遺伝子組換え作物の収穫が終了した後、遅滞なく、当該栽培ほ場の土壌を消毒することにより、当該栽培ほ場に残存する種子が発芽し得ないようにすること。</p>	<p>(5) 組換えほ場における後作の収穫物の取扱い</p> <p>組換えほ場において次期作又は次年度作として栽培する一般作物の収穫物の取扱いに当たっては、前作物の遺伝子組換え作物を開花前に抜き取る場合その他当該ほ場等において次期作又は次年度作として栽培する一般作物の収穫物に遺伝子組換え作物が混入しない明確な理由がある場合を除き、遺伝子組換え作物の収穫物と同様の措置を執らなければならない。</p>	<p>(2) イネ、西洋ナタネについては、人為的に管理されない同種作物等の発生の可能性を考慮し、(1)に加えて以下の対策を行う。</p> <p>ア イネ</p> <p>① 過去3年以内にイネを直播栽培したほ場では遺伝子組換え作物イネを栽培しない。</p> <p>② 後作として3年以内にイネを栽培する場合、その作物及び収穫物については、遺伝子組換え作物と同等の交雑及び混入防止を行う。</p> <p>イ 西洋ナタネ</p> <p>① 過去5年以内に同種作物等（人為的に管理されないものを含む。）が生育した場所では遺伝子組換えナタネを栽培しない。</p> <p>② 後作として5年以内に同種作物等を栽培する場合、その作物及び収穫物については、遺伝子組換え作物と同等の交雑及び混入防止を行う。</p> <p>(3) 当該遺伝子組換え作物の栽培後1年以内に同種の一般作物を栽培しようとする場合</p> <p>ア 前作の遺伝子組換え作物の取扱いとして、以下のいずれかの対策を行う。</p> <p>① 遺伝子組換え作物を開花前に除去する。</p> <p>② 遺伝子組換え作物の収穫終了後、土壌消毒などの方法により、残存する種子の発芽を防止する。</p>

区分	国	北海道	新潟県	京都府
後作等				イ 栽培ほ場等での後作の収穫物の取扱い 次期作、次年度作の一般作物の収穫物 は、前作の遺伝子組換え作物を開花前に抜き取る場合その他当該ほ場等の収穫物に遺伝子組換え作物が混入しない明確な事由がある場合を除き、遺伝子組換え作物の収穫物と同様に処理する。
その他		(11)交雑の有無を確認するモニタリング措置のとして栽培する同種作物等については、(1)及び(4)の収穫物に係る部分並びに(5)から(9)までの措置を執ること。		(4)その他 その他、上記の対策以外に、混入防止に必要な対策を行う。
		(12)遺伝子組換え作物を栽培するほ場であることを及び部外者の立入りができないことを明示するための看板その他の標識を設置すること。		

## 遺伝子組み換え作物交雑等防止基準

### ●モニタリング措置

国	北海道	新潟県	京都府
<p>イネ及びダイズについて、食品安全性承認作物でない又は飼料安全性承認作物でない第1種使用規程承認作物が栽培実験対象作物である場合には、以下により実施する。</p> <p>① 指標作物の栽培</p> <p>i) 研究所と外部との境界近くに交雑を確認するための同種栽培作物等（以下「指標作物」という。）を開花期間が重複するように栽培する。</p> <p>ii) 栽培実験に用いる第1種使用規程承認作物の開花期間に、指標作物の開花期間が重複していることを確認する。</p> <p>② 交雑確認の方法</p> <p>交雑しているか否かの確認は、指標作物の種子を収穫し、そのうち少なくとも1万粒を抽出（キセニア現象が生ずるものについては、抽出した1万粒のうちキセニア現象が生じている種子を抽出）し、次のいずれかの方法により確認するものとする。</p> <p>i) 栽培実験対象作物の導入遺伝子を特異的に検知できるPCRなどの分析方法</p> <p>ii) 栽培実験対象作物の導入形質が薬剤耐性の場合、薬剤耐性の有無による確認</p>	<p>許可栽培者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>指標として用いられる当該開放系一般栽培に係る遺伝子組換え作物と同種の一般作物の栽培その他の交雑の有無を確認するための措置を講ずるとともに、当該措置による交雑の有無の確認の結果を、当該開放系一般栽培が終了した後、遅滞なく、知事に報告すること。</p>	<p>許可栽培者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>指標として用いられる当該開放系一般栽培に係る遺伝子組換え作物と同種の一般作物の栽培その他の交雑の有無を確認するために規則で定める措置を講ずるとともに、当該措置による交雑の有無の確認の結果を、当該開放系一般栽培が終了した後、遅滞なく、知事に報告すること。</p> <p>(基準)</p> <p>○栽培方法</p> <p>(1) 隔離距離による交雑の防止措置が有る場合は、遺伝子組換え作物から隔離距離離れた地点の範囲内に指標作物を栽培すること。</p> <p>(2) 隔離距離による交雑の防止措置が無い場合は、遺伝子組換え作物から隔離距離離れた地点の範囲内にある同種の一般作物と当該遺伝子組換え作物との間に指標作物を栽培すること。</p> <p>(3) 指標作物の開花期が、周辺ほ場等で栽培される同種の一般作物の開花期と重複するように栽培すること。</p>	<p>遺伝子組換え作物の同種作物等への交雑の有無を確認するモニタリングは、周辺に栽培ほ場及び同種作物等が明らかに存在しない場合を除き、必ず実施するものとし、遺伝子組換え作物の栽培者が行うものとする。</p> <p>(1) モニタリングの方法</p> <p>ア 交雑防止に必要な隔離距離を確保する場合 遺伝子組換え作物を取り囲むように、開花期が同一の同種栽培作物（以下「指標作物」という。）を隔離距離の境界に栽培して、その種子を採取し、交雑の有無を確認する。</p> <p>イ 隔離距離を確保できない交雑防止又は距離以外の方法による交雑防止の場合 遺伝子組換え作物を取り囲むように、指標作物を同種作物等と隣接した境界に栽培して、その種子を採取し、交雑の有無を確認する。</p> <p>ウ 指標作物は、遺伝子組換え作物と確実に開花期が重複するよう、播種及び定植を複数の時期に分けて栽培し、交雑の有無を確認する。</p> <p>エ 遺伝子組換えイネがウルチ品種の場合は指標作物にモチ品種を栽培し、そのモチ性に関するキセニアを調査する。遺伝子組換え作物トウモロコシは粒色の異なる品種を指標作物として栽培し、キセニアを調査する。</p>



国	北海道	新潟県	京都府
		<p>○交雑の有無の確認</p> <p>(1) 指標作物の種子を収穫し、そのうち少なくとも1万粒を抽出（キセニア現象が生ずるものについては、抽出した1万粒のうちキセニア現象が生じている種子を抽出）し、次のいずれかの方法により確認するもの</p> <p>ア 組換えられた遺伝子の特異的に検知できるPCRなどの分析方法</p> <p>イ 導入形質が薬剤耐性の場合は、薬剤耐性の有無による確認</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、当該指標作物を収穫し、交雑の有無を確認できる方法として知事が適当と認めるもの</p>	<p>(2) 交雑確認の方法</p> <p>サンプル種子は、指標作物からランダムに採取し、少なくとも合計30,000粒（キセニア現象が生じ肉眼で交雑の可能性を判別できるものについては、50,000粒のうちキセニア現象が生じている種子を抽出）について、次のア、イの順又はイのみの方法で確認する。</p> <p>ア 導入形質が薬剤耐性の場合は薬剤耐性の有無によるスクリーニング（判別）を行う。</p> <p>イ 導入遺伝子の特異的に検知できるPCRなどの方法により分析を行う。</p> <p>(3) モニタリングの結果</p> <p>ア モニタリングは周辺的一般作物との交雑の確認を行うため、遺伝子組換え作物の栽培ごとに毎回実施する。</p> <p>イ 遺伝子組換え作物の栽培者は、モニタリングによる交雑の有無の確認結果を知事に報告し、その結果を公表する。</p>

# 遺伝子組み換え作物交雑等防止基準

## ●情報提供

国	北海道	新潟県	京都府																		
<p><b>1 栽培実験を開始する前の情報提供</b></p> <p><b>(1)計画書の公表</b> 栽培開始の1ヶ月前までに、計画書の内容を研究所等のホームページに掲載し、プレスリリース等を行うこと。この際、説明会の開催についてもあわせて周知するものとする。</p> <p><b>(2)説明会の開催</b> 計画書の公表後、できる限り早く説明会を開催すること。</p> <p><b>(3) (1)及び(2)のフォローアップ</b> 計画書について意見が寄せられた場合には、計画書に記載した内容について、科学的根拠や関連する情報をわかりやすく説明するなど、情報提供と意見交換に努めること。</p> <p><b>2 栽培実験の経過等に関する情報提供</b></p> <p><b>(1)栽培実験の経過に関する情報提供</b> 栽培実験の経過について適宜ホームページに情報を掲載するとともに、見学会を開催するよう努めること。</p> <p><b>(2)栽培実験を終了した後の情報提供</b> ア 当該年度の栽培実験区画での栽培が終了した時は、栽培が終了した旨及び栽培実験の結果の取扱い等につきホームページに掲載すること。</p>	<p><b>(1)遺伝子組換え作物の栽培許可申請書を提出しようとする者は、あらかじめ、交雑が生じた場合に多大な影響を受ける範囲内（下記①）において一般作物を栽培する者その他②で定める者に対し、当該申請に係る開放系一般栽培の内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。</b></p> <p><b>①周知範囲</b> 当該遺伝子組換え作物を栽培しようとするほ場等又は研究ほ場とこれらの隣接地との境界線から次の表隔離距離に掲げる遺伝子組換え作物の区分に応じ同表の当該距離以内の区域とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-right: 20px;"> <tr><td>イネ</td><td style="text-align: right;">300m</td></tr> <tr><td>ダイズ</td><td style="text-align: right;">20m</td></tr> <tr><td>テンサイ</td><td style="text-align: right;">2000m</td></tr> <tr><td>トウモロコシ</td><td style="text-align: right;">1200m</td></tr> <tr><td>ナタネ</td><td style="text-align: right;">1200m</td></tr> </table> <p><b>②周知対象</b></p> <p>i 遺伝子組換え作物栽培ほ場若しくは研究ほ場又は当該栽培に係る作業の用に供する施設に係る土地若しくは通路に隣接するほ場等又は研究ほ場（道路又は水路を挟んで接するほ場等を含む）において一般作物を栽培する者</p> <p>ii 当該栽培に係る作業を他の者に委託して行う場合は、その委託の相手方</p> <p>iii 当該栽培に係る作業を他の者と共同で使用する施設又は機械器具類を用いて行う場合は、当該他の者</p> <p>iv 当該栽培に係る遺伝子組換え作物の出荷の相手方</p>	イネ	300m	ダイズ	20m	テンサイ	2000m	トウモロコシ	1200m	ナタネ	1200m	<p><b>(1)開放系一般栽培の許可申請書を提出しようとする者は、あらかじめ、開放系一般栽培を行おうとするほ場等の付近地にあつて下記①に定める地域において一般作物を栽培する者その他②に定める者に対し、当該申請に係る開放系一般栽培の内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。</b></p> <p><b>①周知範囲</b> 当該組換えほ場（遺伝子組換え作物を栽培するほ場等又は研究ほ場をいう。）と当該組換えほ場の隣接地との境界線からの距離が次の表に掲げる遺伝子組換え作物の区分に応じ同表の右欄に定める距離以内の範囲の地域とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-right: 20px;"> <tr><td>イネ</td><td style="text-align: right;">300m</td></tr> <tr><td>ダイズ</td><td style="text-align: right;">100m</td></tr> <tr><td>トウモロコシ</td><td style="text-align: right;">1200m</td></tr> <tr><td>その他作物</td><td style="text-align: right;">1200m</td></tr> </table> <p><b>②周知対象者</b></p> <p>i 当該栽培に係る作業を他の者と共同で使用する施設又は機械器具類を用いて行う場合は、当該他の者</p> <p>ii 当該栽培に係る遺伝子組換え作物の出荷の相手方</p> <p>iii 当該栽培を行おうとする者が組換えほ場等に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者</p> <p>iv ①の地域において一般作物を栽培する者が当該栽培を行うほ場等又は研究ほ場に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者</p>	イネ	300m	ダイズ	100m	トウモロコシ	1200m	その他作物	1200m	<p><b>【京都府食の安心・安全推進条例】</b></p> <p>遺伝子組換え作物（第一種使用規程に係る遺伝子組換え食用作物及び食用に供されないが、食用に供される作物等との間で交雑・混入が生じるのおそれのあるもの）を栽培しようとする者は、あらかじめ隔離距離内において一般食用作物を栽培する者と下記の者に対し、説明会の開催その他の方法により当該遺伝子組換え食用作物の栽培の内容を周知させなければならない。</p> <p><b>周知の範囲(同条例施行規則)</b></p> <p>①隔離距離内に居住する者</p> <p>②遺伝子組換え食用作物の出荷先</p> <p>③隔離距離内において栽培される一般食用作物を直接集荷する者</p> <p>④栽培者が遺伝子組換え食用作物の栽培を行うほ場（栽培を行う施設を含む）に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者</p> <p>⑤隔離距離内において一般食用作物を栽培する者がその栽培を行うほ場に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者</p> <p>⑥その他知事が必要と認める者</p>
イネ	300m																				
ダイズ	20m																				
テンサイ	2000m																				
トウモロコシ	1200m																				
ナタネ	1200m																				
イネ	300m																				
ダイズ	100m																				
トウモロコシ	1200m																				
その他作物	1200m																				

国	北海道	新潟県	京都府
<p>イ 第1種使用規程承認作物等について、計画書に記載した方法による処理を終了した時は、その旨をホームページへの掲載すること。</p> <p>ウ 栽培実験の結果について公表の準備が整った時は、その概要についてホームページへの掲載や説明会等を適宜行うこと。</p>	<p>v 当該栽培を行おうとする者及び隔離距離内において一般作物を栽培する者が生産する一般作物の収穫物を直接集荷するもの</p> <p>vi 当該栽培を行おうとする者が栽培を行うほ場等又は研究ほ場に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者</p> <p>vii 隔離距離内において一般作物を栽培する者が当該栽培を行うほ場等又は研究ほ場に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者</p> <p>(2) (1)の規定により説明会を開催しようとする者（以下「説明会開催者」という。）は、その責めに帰すことができない事由であって下記に定めるものにより、説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、下記の方法により当該申請に係る開放系一般栽培の内容を周知させるように努めなければならない。</p> <p><b>①説明会を開催できない事由</b></p> <p>i 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること</p> <p>ii 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること</p> <p><b>②周知方法</b></p> <p>i 当該許可の申請又は届出の内容を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること</p> <p>ii iに掲げるもののほか、当該許可の申請又は届出の内容を周知させるための方法として知事が適当と認めるもの</p>	<p>v 当該組換えが所在する市町村の長並びに当該組換えほ場が所在する地区の土地改良区の理事長、農業協同組合の代表理事及び農業委員会の会長</p> <p>(2) (1)の規定により説明会を開催しようとする者（以下「説明会開催者」という。）は、その責めに帰すことができない事由であって下記に定めるものにより、説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、下記の方法により当該申請に係る開放系一般栽培の内容を周知させるように努めなければならない。</p> <p><b>①説明会を開催できない事由</b></p> <p>i 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること</p> <p>ii 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること</p> <p><b>②周知方法</b></p> <p>i 当該許可の申請又は届出の内容を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法</p> <p>ii iに掲げるもののほか、当該許可の申請又は届出の内容を周知させるための方法として知事が適当と認める方法</p>	

## 遺伝子組み換え作物交雑等防止基準

### ●その他

国	北海道	新潟県	京都府
	<p><b>○試験研究機関の要件等</b> 次に掲げる者であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p> <p>① 国、独立行政法人または地方公共団体（試験研究を行う機関を有する者に限る。）</p> <p>② 学校教育法に規定する大学又は高等専門学校の設置者</p> <p>③ 試験研究を業として行う者であって、規則で定める要件を満たすもの</p> <p>ア 専ら試験研究に従事する研究員が2名以上配置されていること。</p> <p>イ 遺伝子組換え作物を一般作物と区分して栽培し、管理し、及び研究することができる施設を有すること。（所有権以外の権原に基づき当該施設を使用する場合を含む。）</p> <p>ウ アの研究員は、学校教育法による大学若しくは高等専門学校において生物学若しくは農学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって2年以上の遺伝子組換え技術に関する試験研究の実務経験を有するものでなければならない。</p> <p><b>○研究ほ場</b> 試験研究機関が試験研究の用に供する目的で使用する権原を有するほ場及び施設をいう。</p>		